# 日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価

2021 年 9 月 27 日 三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

## 【自己評価】

三井住友 DS アセットマネジメント(以下「当社」)はお客さま・受益者の皆さまの利益となる中長期の投資リターン向上のため、 投資先企業等の価値向上を促すスチュワードシップ活動と、投資先企業等の中長期的な非財務要素の分析・評価と運用プロセスへの組み込み等の ESG 投資に積極的に取り組んでいます。

「日本版スチュワードシップ・コード【原則7】指針7-4」に則り、2020年4月-2021年3月のスチュワードシップ活動の実施状況と、それを踏まえた自己評価を公表いたします。この自己評価は、スチュワードシップ活動のモニタリングを行う社内組織(実務担当者等で構成されるスチュワードシップ会議/ESG会議)での検討、責任投資委員会(取締役会の委嘱を受け、社外取締役、責任投資オフィサー、コンプライアンス部担当役員より構成)の検討・審議を経て、取締役会決議により決定しています。

### <2020 年度に行った主な取り組み>

- 1. ESG 投資に関して、独自の ESG インテグレーション類型を定め、アクティブ・ファンドの ESG 分類体系を整えました。 (2020年4月)
- 2. 新型コロナウイルス(COVID-19)が世界の社会、経済、企業活動に深刻な影響を与えていることを踏まえ、「新型コロナウイルスの影響を踏まえた当面の国内株式議決権行使の方針について」を公表しました。(2020 年 5 月)
- 3. 責任ある機関投資家として運用責任を全うすることを原則に掲げた「FD・サステナビリティ原則」を制定・公表しました。 (2020年8月)
- 4. 日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価(2019 年度)を公表しました。(2020 年 9 月)
- 5. 当社のサステナビリティの取り組みをまとめた「サステナビリティ・レポート 2020」を発行しました。(2020年 11月)
- 6. 投資先企業等との対話への活用も視野に入れた ESG 重点テーマを選定し公表しました。 (2020 年 11 月)
- 7. 保有企業全議案に対し、議決権行使判断基準、もしくは必要に応じて当社から独立した外部の議決権行使助言会 社判断等に従った議決権行使を実施したほか、行使結果の個別開示を引き続き実施しました。(議決権行使は各 月、個別開示は 2020 年 5 月・8 月・11 月・2021 年 2 月)
- 8. 一般社団法人「機関投資家協働対話フォーラム」を通じ他の機関投資家との協働エンゲージメントを継続したほか、「Climate Action 100+」のプログラムにも継続的に参画しました。(2020 年度中)

#### 【2020年度の実績】

日本版スチュワードシップ・コード各原則および各指針の遂行状況に関する 2020 年度の実績をご報告いたします。

## 原則1:スチュワードシップ責任を果たすための方針

- ・2020年3月の日本版スチュワードシップ・コード改訂を受け、当社の「日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて」(以下「受入れ表明」)を2020年6月に改定・公表しました。(⇒指針1-1、1-2)
- ・受入れ表明において、投資先企業等のサステナビリティをはじめとする中長期視点に立った分析・評価に基づき、運用プロセス への当該分析・評価の組み込みや、適切なエンゲージメント等のスチュワードシップ活動を行うことを明らかにしています。

(⇒指針 1-1、1-2)

### 原則2:スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に関する方針

- ・受入れ表明において、当社の利益相反の主要な類型に対する管理方針を公表しています。 (⇒指針 2-1、2-2)
- ・受入れ表明に記載の通り、独立性を満たす社外取締役 3 名を中心に構成する責任投資委員会に対し定期的に議決権行使における利益相反管理状況、スチュワードシップ活動状況報告を実施しています。 (⇒指針 2-3)
- ・当社と密接な関係を有する企業および関連当事者等への議決権行使においては、当社から独立した外部の議決権行使助 言会社判断等に従った行使を必要に応じて実施、その状況を責任投資委員会にて確認しています。

(⇒指針 2-1、2-2、2-3)

- ・責任投資委員会における議論は取締役会に報告され、経営レベルでかかる課題に関する取り組みの強化に努めています。 (⇒指針 2-3、2-4)
- ・利益相反への適切な対応、および議決権行使の可視性を高める目的で、議決権行使結果の個別開示を引き続き実施しています。 (⇒指針 2-1、2-2、2-4)

## 原則3:企業の状況の的確な把握

・ファンドマネージャーおよびアナリストが、投資先企業等のサステナビリティ増進と、投資先企業等の価値向上もしくは毀損回避 (ひいてはお客さま・最終受益者の皆さまに良質な投資リターンをご提供すること) 等を目的に、投資先企業等と建設的な 対話を行っています。中長期の経営課題に関する投資先企業等との対話を通じた状況の把握を強化しており、対話件数は 着実に増加しました。当社単独で実施した中長期の経営課題を含む対話件数は 2,242 件となり、相手先が執行役員以上 の経営陣となった対話が全体の 75%以上となりました。テーマ別の内訳は以下のとおりです。なお、ひとつの対話に複数テーマ が設定されている場合があり、テーマ別の対話件数小計と合計は一致しないことにご注意ください。

## (⇒指針 3-1、3-2、3-3)

・議決権・G (ガバナンス) : 1,068 件

·経営戦略:1,594件
·E(環境):145件
·S(社会):150件
·IR·情報開示:916件
·財務戦略:16件

・その他:16件

- ・アナリストが、財務要素の評価に加え、中長期カタリスト、マネジメント、株主もしくは投資主への還元姿勢等の項目を含む当 社独自の ESG 評価を継続的に行っています(2021 年 3 月末 700 社以上)。(⇒指針 3-2、3-3)
- ・サステナビリティに関する分析・評価を運用プロセスに組み込む方針を、国内株式のみならず、J-REIT、外国株式、内外債券等、様々な投資資産に適用することを表明しています。外国株式では海外拠点と協働し、アジア企業、欧米企業を対象とするエンゲージメントを 2020 年度から本格的に開始しました。 (⇒指針 3-3、4-2)

### 原則4:建設的な「目的を持った対話」を通じた投資先企業等との認識共有、問題解決への働きかけ(エンゲージメント)

・投資先企業等の価値向上につながる、実効性のある取締役会運営による経営監督機能の強化、サステナビリティ関連への対応を含む経営力の強化、資本効率の持続的改善等に関する対話等を働きかける取り組みに努めています。

## (⇒指針 4-1、4-2、4-3、4-4)

- ・サステナビリティに関する分析・評価を運用プロセスに組み込む方針を、国内株式のみならず、J-REIT、外国株式、内外債券等、様々な投資資産に適用することを表明しています。外国株式では海外拠点と協働し、アジア企業、欧米企業を対象とするエンゲージメントを 2020 年度から本格的に開始しました。 (⇒指針 3-3、4-2)
- ・低資本効率、経営力不足、不祥事等の問題がある投資先企業等に対しては、議決権を適切に行使するとともに、行使判断 理由を必要に応じて投資先企業等へフィードバックを行い、問題解決に向けた対話に努めています。

### (⇒指針 4-1、4-2、4-3、4-4)

- ・気候変動や政策保有株式の縮減等、多くの投資先企業等に共通する課題に関しては、他の機関投資家と協働で対話を行う、協働エンゲージメントを引き続き行っています。 (⇒指針 4-5、7-3)
- ・引き続き、未公表の重要事実等を受領することを極力回避し、インサイダー情報等に基づく不適切な投資判断・取引を行わないことを表明しています。 (⇒指針 4-6)

#### 原則5:議決権行使方針、行使結果の公表

- ・当社の議決権行使ガイドラインをホームページ上で公表した上で、投資先企業等と双方向の対話に取り組んでいます。行使に際しては、対話から得られた情報、分析結果を踏まえ、価値向上を促す視点で賛否を判断しています。また、利益相反管理方針に則り、利益相反懸念がある場合は、必要に応じて当社から独立した外部の議決権行使助言会社判断等に従った行使を実施しています。 (⇒指針 5-1、5-2、5-4)
- ・議決権行使結果は四半期毎に個別開示を行い、また賛否に関わらず判断理由を表示しています。 (⇒指針 5-3)
- ・当社は議決権行使および投資先企業等との対話を通じて、価値向上に引き続き強くコミットしてまいります。

## 原則6:スチュワードシップ活動への取組み状況の報告に関する方針

- ・投資一任契約のお客さまの求めに応じ、適宜、スチュワードシップ活動に関する報告を行うとともに、お客さま・最終受益者の皆さまに対して、2020 年 4 月-2021 年 3 月のエンゲージメント活動実績を公表しました。 (⇒指針 6-1)
- ・当社の責任投資の取り組みをさらに分かりやすくお示しすべく、お客様のニーズに応じて様々な冊子、報告書等をご用意しました。 (⇒指針 6-3)
- ・「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ」に参画し、同イニシアティブで定めたアセットオーナー様向け汎用報告フォーマットである「スマート・フォーマット」に基づく報告を、主に投資一任契約のお客さまに提供しています。 (⇒指針 6-3)
- ・ベストプラクティス等の記録充実や有益な情報共有を主目的に、複数の資産をカバーするエンゲージメント・データベースを構築 しました。(⇒指針 6-4、7-1)

#### 原則フ:スチュワードシップ責任を果たすための実力維持および向上に関する方針

- ・高い独立性を有し多様性に富んだ社外取締役 3 名を含む取締役会による実効性の高いガバナンスを構築しているほか、スチュワードシップ活動の専門部署である責任投資推進室の人員増強・機能強化等を行い、組織体制を一段と強化しました。 (⇒指針 7-1、7-2)
- ・スチュワードシップ会議/ESG 会議を 12 回(月次)、責任投資委員会を 6 回(書面開催を含む)開催し、利益相反管理を適切に実施したほか、スチュワードシップ活動についての振り返り、課題の発見・検証を通じて、活動内容の一段の改善を図りました。 (⇒指針 7-1、7-2)
- ・ベストプラクティス等の記録充実や有益な情報共有を主目的に、複数の資産をカバーするエンゲージメント・データベースを構築 しました。 (⇒指針 6-4、7-1)
- ・気候変動や政策保有株式の縮減等、多くの投資先企業等に共通する課題に関しては、他の機関投資家と協働で対話を行う、協働エンゲージメントを引き続き行っています。 (⇒指針 4-5、7-3)
- ・日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価(2019 年度)を公表しました。 (⇒指針 7-4)

## 原則8:機関投資家向けサービス提供者に関する方針

利益相反管理を目的に活用している議決権行使助言会社が日本版スチュワードシップ・コード【原則 8 】に則ったスチュワードシップ責任を適切に果たすよう、対話を行っています。

#### 【今後の方針】

## 原則1:スチュワードシップ責任を果たすための方針

投資先企業等の中長期キャッシュフロー増大、株主もしくは投資主の価値の持続的向上に向けた取り組み強化に努めます。

## 原則2:スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に関する方針

責任投資委員会で利益相反懸念に関するモニタリングを継続的に行うとともに、課題が発見された場合には速やかな解決に努めます。

# 原則3:企業の状況把握に関する方針

サステナビリティに関する分析・評価の能力向上に加え、国内株式のみならず、J-REIT、外国株式、内外債券等、様々な投資 資産の運用プロセスへのサステナビリティ組み込みに努めます。特に国内中小型企業や外国企業の ESG 評価について評価項 目を見直し、評価対象企業を拡大する方針です。

## 原則4:エンゲージメントに関する方針

当社単独のエンゲージメントについてサステナビリティ視点、特に温室効果ガス排出量ネットゼロについての取り組みを一段と強化するほか、参画している一般社団法人「機関投資家協働対話フォーラム」、「Climate Action 100+」、「SBT 協働エンゲージメント」の各プログラムを通じて、協働エンゲージメントの活用に努めます。

# 原則5:議決権行使、行使結果の公表に関する方針

議決権行使判断基準に則った行使を原則としつつ、投資先企業等との対話をベースに、実態を踏まえた行使判断に努めます。 また、コーポレートガバナンス・コード改訂を受け、当社の議決権行使判断基準も見直す方針です。

#### 原則6:スチュワードシップ責任への取組み状況の報告に関する方針

様々なアセットオーナーの意向を踏まえた、より効率的かつ効果的な報告に努めます。

## 原則7:スチュワードシップ責任を果たすための実力維持および向上に関する方針

利益相反管理体制、投資先企業等に対するエンゲージメント能力を一段と強化するとともに、長年の知見とJウハウを十分に活かしながら、スチュワードシップ責任を果たすための実力維持・向上に努めます。

## 原則8:機関投資家向けサービス提供者に関する方針

利益相反管理を目的に活用している議決権行使助言会社に対して、日本版スチュワードシップ・コード【原則 8 】に則ったスチュワードシップ責任を適切に果たすよう、主に対話を通じて促すことに努めます。

-以上-

#### 日本版スチュワードシップ・コード(2020年3月改訂)の遂行状況に対する自己評価(各指針への対応サマリー、詳細および今後の方針は本文参照)

	原則		指針	当社対応
	機関投資家は、スチュワードシップ 責任を果たすための明確な方針を 策定し、これを公表すべきである。	1-1	機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設 的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を 図るべきである。	0
		1-2	機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たして いべのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについて の明確な方針を策定し、これを公表すべきである。その際、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、検討を行った上で当該方針において 明確に示すべきである。	0
		1-3	アセットオーナーは、最終受益者の視点を意識しつつ、その利益の確保のため、自らの規模や能力等に応じ、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関に促すべきである。アセットオーナーが直接、議決権行使を伴う資金の運用を行う場合には、自らの規模や能力等に応じ、自ら投資先企業との対話等のスチュワードシップ活動に取り組むべきである。	
		1-4	アセットオーナーは、自らの規模や能力等に応じ、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行 使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中で の自らの圏がれている位置(必割を踏まえ、運用機関の方針を検定なく単に実収するのではなく、ステュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用 機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。	
		1-5	アセットオーナーは、自らの規模や能力等に応じ、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話等のスチュワードシップ活動の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数・面談時間や議決権行使の賛否の比率等の形式的な確認に終始すべきではない。	
	機関投資家は、スチュワードシップ 責任を果たす上で管理すべき利益 相反について、明確な方針を策定 し、これを公表すべきである。	2-1	機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影 識を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。	0
		2-2	機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべき である。特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除 するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。	0
		2-3	運用機関は、順客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の愿思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制 を整備し、これを公表すべきである。	0
		2-4	運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべき である。	0
3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ 責任を適切に果たすため、当該企 業の状況を的確に把握すべきであ る。	3-1	機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的 確に把握することが重要である。	0
		3-2	機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができているかについて適切に確認すべきである。	0
		3-3	把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会(社会・環境問題に関連するものを含む)及びそうしたリ スク・収益機会への対応など、非対務団の事項を含む様々な事項が認定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ことに運用戦略には遠いがあり、ま た、投資企業でどに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自合のスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業 価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。	0
4	機関投資家は、投資先企業との建 設的な「目的を持った対話」を通じ て、投資先企業と認識の共有を図 るとともに、問題の改善に努めるべき である。	4-1	機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	0
		4-2	機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。	0
		4-3	パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より 積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。	0
		4-4	以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである。	0
		4-5	機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。	0
		4-6	一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まるて策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がごうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。	0
_	機関投資家は、議決権の行使と行 使結果の公表について明確な方針 を持つとともに、議決権行使の方針 については、単に形式的な判断基 準にどまるのではなく、投資先企 業の持続的成長に資するものとな るよう工夫すべきである。	5-1	機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。	0
		5-2	機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまる のではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	0
		5-3	機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ことに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表するこが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。特に、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に限して説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、資金を問わず、その理由を入ますべきである。	0
		5-4	機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを踏まえて利用すること が重要であり、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権名行 使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具 体的な活用方法についても公表すべきである。	0
	機関投資家は、議決権の行使も 含め、スチュワードシップ責任をどの ように果たしているのかについて、原 則として、顧客・受益者に対して定 期的に報告を行うべきである。 機関投資家は、投資先企業の持	6-1	運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである。	0
		6-2	アセットオーナーは、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に 1 度、報告を行うべきである。 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的か	
		6-3	つ効率的な報告を行うよう工夫すべきである。	0
		6-4	なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理	0
	続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い、理解のほか運用戦略に応じたサステナビリテ小の考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	7-1	解のほか連用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。	0
		7-2	特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。	0
		7-3	対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。	0
		7-4	機関投資家は、本コードの各原則(指針を含む)の実施状況を適宜の時期に省みることにより、本コードが策定を求めている各方針の改憲につなけるなど、将来のスチュワード シップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。特に、運用機関は、持続的な自らのがパナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、 本コードの各原則(指針を含む)の実施状況を定期的に自己評価と、自己評価の結果を投資光企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべきであ る。その際、これらは自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。	0
Q	機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ 責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・ チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。	8-1	議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供者は、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのか についての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取組みを公表すべきである。	
		8-2	議決権行使助言会社は、運用機関に対し、個々の企業に関する正確な情報に基づく助言を行うため、日本に拠点を設置することを含め十分かつ適切な人的・組織的体制を 整備すべきであり、透明性を図るため、それを含む助言策定プロセスを具体的に公表すべきである。	
		8-3	議決権行使助言会社は、企業の開示情報に基づほか、必要に応じ、自ら企業と積極的に意見交換しつつ、助言を行うべきである。助言の対象となる企業から求められた場合 に、当該企業に対して、前提となる情報に齟齬がないが等を確認する機会を与え、当該企業から出された意見も合わせて顧客に提供することも、助言の前提となる情報の正確性	